

(別添6)

○ 精神科病院に対する指導監督等の徹底について (平成10年3月3日 障発第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援発第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p>障 発 第 1 1 3 号  健 政 発 第 2 3 2 号  医 薬 発 第 1 7 6 号  社 援 発 第 4 9 1 号  平成10年3月3日  一部改正 医 薬 発 第 3 3 8 号  健 政 発 第 3 6 3 号  社 援 発 第 7 6 4 号  障 発 第 2 1 8 号  平成12年3月29日  一部改正 障 発 第 3 3 5 号  平成13年8月6日  一部改正 障発第0526003号  平成20年5月26日  一部改正 障発0426第6号  <u>平成25年4月26日</u></p>	<p>障 発 第 1 1 3 号  健 政 発 第 2 3 2 号  医 薬 発 第 1 7 6 号  社 援 発 第 4 9 1 号  平成10年3月3日  一部改正 医 薬 発 第 3 3 8 号  健 政 発 第 3 6 3 号  社 援 発 第 7 6 4 号  障 発 第 2 1 8 号  平成12年3月29日  一部改正 障 発 第 3 3 5 号  平成13年8月6日  一部改正 障発第0526003号  平成20年5月26日</p>
<p>各 都道府県知事 殿  指定都市市長 殿</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部長  厚生省健康政策局長  厚生省医薬安全局長  厚生省社会・援護局長</p> <p>精神科病院に対する指導監督等の徹底について</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1 適正な精神医療の確保等について</p>	<p>各 都道府県知事 殿  指定都市市長 殿</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部長  厚生省健康政策局長  厚生省医薬安全局長  厚生省社会・援護局長</p> <p>精神科病院に対する指導監督等の徹底について</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1 適正な精神医療の確保等について</p>

精神保健福祉施策の推進については、人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障害者の社会復帰・社会参加を促進するという観点から、地域において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービスを行う施設等との連携を図りつつ、より良い精神医療を目指していくことが必要である。特に、入院患者の処遇については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）等に基づき、行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等にかかる処遇が適切に行われ、社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していく必要があることから、管下精神医療機関に対して指導の徹底を図られたい。

2 入院制度等の適正な運用について  
(略)

- (1) (略)
- (2) 医療保護入院制度について
  - ア (略)
  - イ 届出について

法第33条第7項の規定に基づく届出については、必ず法定の一〇日以内に行われるよう指導するとともに、入院に際しての同意者が家庭裁判所により選任された者であるときは届出書に選任書の写しを添付させること。

また、届出内容から判断して入院手続、入院の可否等に疑問があると認められるときは、法第38条の6に基づく報告徴収等を行うなど必要な措置を講ずること。

ウ・エ (略)

- (3) ~ (6) (略)

3 ~ 6 (略)

7 障害者総合支援法に基づく通院公費負担について  
(略)

精神保健福祉施策の推進については、人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障害者の社会復帰・社会参加を促進するという観点から、地域において、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う施設等との連携を図りつつ、より良い精神医療を目指していくことが必要である。特に、入院患者の処遇については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）等に基づき、行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等にかかる処遇が適切に行われ、社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していく必要があることから、管下精神医療機関に対して指導の徹底を図られたい。

2 入院制度等の適正な運用について  
(略)

- (1) (略)
- (2) 医療保護入院制度について
  - ア (略)
  - イ 届出について

法第33条第4項の規定に基づく届出については、必ず法定の一〇日以内に行われるよう指導するとともに、入院に際しての同意者が家庭裁判所により選任された者であるときは届出書に選任書の写しを添付させること。

また、届出内容から判断して入院手続、入院の可否等に疑問があると認められるときは、法第38条の6に基づく報告徴収等を行うなど必要な措置を講ずること。

ウ・エ (略)

- (3) ~ (6) (略)

3 ~ 6 (略)

7 障害者自立支援法に基づく通院公費負担について  
(略)